

大阪広域水道企業団情報公開審査会規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月26日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第4号

大阪広域水道企業団情報公開審査会規則等の一部を改正する規則

第1条 大阪広域水道企業団情報公開審査会規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この規則は、大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第7号。<u>以下「条例」という。</u>）<u>第6条</u>の規定に基づき、大阪広域水道企業団情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。 （会議） 第4条 （略） 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ<u>会議</u>を開くことができない。 3 （略） （報酬） 第5条 <u>条例第3条第1項の規定に基づき定める</u>委員の報酬の額は、日額8,000円とする。 （費用弁償） 第6条 委員の費用弁償の額は、<u>大阪広域水道企業団職員</u>の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号）により同規程第25条第2号に規定する<u>上位職務者以外の者</u>に対して支給する<u>旅費</u>の額相当額とする。	（趣旨） 第1条 この規則は、大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第7号）<u>第2条</u>の規定に基づき、大阪広域水道企業団情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額<u>並びにその支給方法</u>その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。 （会議） 第4条 （略） 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 3 （略） （報酬） 第5条 委員の報酬の額は、日額8,000円とする。 <u>2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。</u> <u>3 委員のうち大阪広域水道企業団の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。</u> （費用弁償） 第6条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号）により<u>支給を受ける者</u>の額相当額とする。 <u>2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。</u> <u>3 前2項の規定にかかわらず、委員のうち大阪広域水道企業団の経済に属する常</u>

(庶務) 第7条 (略) (委任) 第8条 (略)	<u>勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。</u> (支給方法) <u>第7条 委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この規則に定めがない事項については、常勤の職員の例による。</u> (庶務) 第8条 (略) (委任) 第9条 (略)
---	---

第2条 大阪広域水道企業団個人情報保護審議会規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第7号。<u>以下「条例」という。</u>）<u>第6条</u>の規定に基づき、大阪広域水道企業団個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。 (報酬) 第5条 <u>条例第3条第1項の規定に基づき定める</u>委員の報酬の額は、日額8,000円とする。 (費用弁償) 第6条 委員の費用弁償の額は、<u>大阪広域水道企業団</u>職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号）により<u>同規程第25条第2号に規定する上位職務者以外の者に対して支給する旅費</u>の額相当額とする。	(趣旨) 第1条 この規則は、大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第7号）<u>第2条</u>の規定に基づき、大阪広域水道企業団個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額<u>並びにその支給方法</u>その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。 (報酬) 第5条 委員の報酬の額は、日額8,000円とする。 <u>2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。</u> <u>3 委員のうち大阪広域水道企業団の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。</u> (費用弁償) 第6条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号）により<u>支給を受ける者</u>の額相当額とする。 <u>2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。</u> <u>3 前2項の規定にかかわらず、委員のうち大阪広域水道企業団の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。</u>

(庶務) 第 7 条 (略) (委任) 第 8 条 (略)	(支給方法) 第 7 条 <u>委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この規則に定めがない事項については、常勤の職員の例による。</u> (庶務) 第 8 条 (略) (委任) 第 9 条 (略)
---	--

第 3 条 大阪広域水道企業団退職手当審査会規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この規則は、大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 7 号。<u>以下「条例」という。</u>） 第 6 条の規定に基づき、大阪広域水道企業団退職手当審査会（以下「審査会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。 (報酬) 第 5 条 <u>条例第 3 条第 1 項の規定に基づき定める</u>委員の報酬の額は、日額8,000円とする。 (費用弁償) 第 6 条 委員の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号）により<u>同規程第25条第 2 号に規定する上位職務者以外の者に対して支給する旅費</u>の額相当額とする。	(趣旨) 第 1 条 この規則は、大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 7 号）第 2 条の規定に基づき、大阪広域水道企業団退職手当審査会（以下「審査会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額<u>並びにその支給方法</u>その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。 (報酬) 第 5 条 委員の報酬の額は、日額8,000円とする。 2 <u>前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。</u> 3 <u>委員のうち大阪広域水道企業団の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。</u> (費用弁償) 第 6 条 委員の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号）により<u>支給を受ける者</u>の額相当額とする。 2 <u>前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。</u> 3 <u>前 2 項の規定にかかわらず、委員のうち大阪広域水道企業団の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。</u> (支給方法) 第 7 条 <u>委員の報酬及び費用弁償の支給方</u>

(庶務) <u>第7条</u> (略) (委任) <u>第8条</u> (略)	<u>法に関し、この規則に定めがない事項については、常勤の職員の例による。</u> (庶務) <u>第8条</u> (略) (委任) <u>第9条</u> (略)
---	--

第4条 大阪広域水道企業団非常勤職員災害補償認定委員会規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第7号。<u>以下「条例」という。</u>）<u>第6条</u>の規定に基づき、大阪広域水道企業団非常勤職員災害補償認定委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。 (職務) 第2条 委員会は、<u>条例第2条</u>に掲げる当該担任事務を行う。 (会議) 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。 2—4 (略) (報酬) 第8条 <u>条例第3条第1項の規定に基づき定める</u>委員の報酬の額は、日額8,000円とする。 (費用弁償) 第9条 委員の費用弁償の額は、<u>大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号）により同規程第25条第2号に規定する上位職務者以外の者に対して支給する旅費の額相当額とする。</u>	(趣旨) 第1条 この規則は、大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第7号）<u>第2条</u>の規定に基づき、大阪広域水道企業団非常勤職員災害補償認定委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。 (職務) 第2条 委員会は、<u>大阪広域水道企業団附属機関条例第1条</u>に掲げる当該担任事務を行う。 (会議) 第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。 2—4 (略) (報酬) 第8条 委員の報酬の額は、日額8,000円とする。 <u>2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。</u> <u>3 委員の報酬の支給方法に関し、この規則に定めがない事項については、常勤の職員の例による。</u> <u>4 委員のうち大阪広域水道企業団の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。</u> (費用弁償) 第9条 委員の費用弁償の額<u>及び支給方法については、企業長が別に定める。</u>

	<u>2 前項の規定にかかわらず、委員のうち大阪広域水道企業団の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号）により、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。</u>
--	--

第5条 大阪広域水道企業団非常勤職員災害補償審査会規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この規則は、大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第7号。<u>以下「条例」という。</u>）<u>第6条</u>の規定に基づき、大阪広域水道企業団非常勤職員災害補償審査会（以下「審査会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。 （職務） 第2条 審査会は、<u>条例第2条</u>に掲げる当該担任事務を行う。 （会議） 第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。 2—4 （略） （報酬） 第8条 <u>条例第3条第1項の規定に基づき定める</u>委員の報酬の額は、日額8,000円とする。 （費用弁償） 第9条 委員の費用弁償の額は、<u>大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号）により同規程第25条第2号に規定する上位職務者以外の者に対して支給する</u>	（趣旨） 第1条 この規則は、大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第7号）第2条の規定に基づき、大阪広域水道企業団非常勤職員災害補償審査会（以下「審査会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額<u>並びにその支給方法</u>その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。 （職務） 第2条 審査会は、<u>大阪広域水道企業団附属機関条例第1条</u>に掲げる当該担任事務を行う。 （会議） 第6条 審査会は、会長が招集し、会長がその議長となる。 2—4 （略） （報酬） 第8条 委員の報酬の額は、日額8,000円とする。 <u>2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。</u> <u>3 委員の報酬の支給方法に関し、この規則に定めがない事項については、常勤の職員の例による。</u> <u>4 委員のうち大阪広域水道企業団の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。</u> （費用弁償） 第9条 委員の費用弁償の額<u>及び支給方法</u>については、企業長が別に定める。

<u>旅費の額相当額とする。</u>	<u>2 前項の規定にかかわらず、委員のうち大阪広域水道企業団の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号）により、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。</u>
--------------------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。